

訪問理容・美容サービスのご案内

鴻巣市では、理容・美容店に出向くことが困難な高齢者等が、市内の理容師（理容組合加入店）又は美容師（美容組合加入店のうち参加店）の訪問を受けて散髪する場合に、助成を行っています。

●対象者

- 鴻巣市内に居住する65歳以上の在宅の方であって、介護保険の要介護4又は5と認定され、かつ、介護保険料の滞納のない方。
- 鴻巣市内に居住する在宅の方であって、身体障害者手帳を所持し、両下肢又は体幹の障害程度が1級の方。

●福祉理容・美容券

- 訪問理容・美容サービスの必要があると認められた方に交付します。
 - ・利用回数 年間4回まで
 - ・助成金額 1回 4,000円

●利用方法

- ①福祉理容・美容券を受け取ったら、サービスを受ける日の予約をしてください。
 - ・理容の場合 市内の理容組合加入店に連絡して、相談のうえ決めてください。
 - ・美容の場合 鴻巣市役所に連絡をください。美容組合（加入店のうち参加美容店）から連絡がいきますので、相談のうえ決めてください。2回目以降は美容店に直接連絡してください。

※サービスを受ける日は、できるだけご家族の立ち会える日をお願いします。

※出張費と散髪代の合計額が、助成金額の4,000円を超える場合、差額は自己負担となります。予約の際に、必ず金額のご確認をお願いします。

- ②理容師又は美容師が来ましたら、福祉理容・美容券の氏名欄に押印のうえ、1枚切り取り、渡してください。
- ③サービスが済みましたら、訪問理容・美容料金と福祉理容・美容券との差額を必ず支払ってください。

●変更の届出

- 転居などの利用者に関する変更がある場合は、必ず鴻巣市役所へ届け出てください。なお、医療機関に入院や介護保険施設・障害者施設に入所、要介護度・障害程度の変更等で対象から外れた場合、福祉理容・美容券は使えなくなります。お気をつけください。



《問い合わせ先》

〒365-8601 鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所
【高齢者分について】 介護保険課 高齢福祉担当
【障がい者分について】 障がい福祉課 障がい福祉担当
電話 048-541-1321（内線）2672
FAX 048-541-1328

福祉理容・美容券の利用方法について

○サービス実施後、利用者名の横に押印し、理容・美容業者へ券を提出して下さい。

- ・ 枠線の外側は業者記入欄ですので記入しないで下さい。
- ・ 有効期限の過ぎた券は使えませんのでご注意下さい。

サービス後、押印してください。

有効期限を確認してください。

令和5年度福祉理容美容券

実施日 年 月 日

No. 1	4,000円	有効期限	令和5年6月30日
氏名	鴻巣 太郎	印	高 第 000 号

(理容師) 住所
(美容師) 店名

業者記入欄

印